

条例検討の進め方について(案)

じょうれいけんとうかいぎ
1. 条例検討会議

- 条例検討会議において、障害者の視点を踏まえ、様々な関係者による専門的な検討
- 8月から、条例検討会議を月1回程度開催

(1) 事例に基づく「障害を理由とした不利益取扱い」等の検討

- ・ 昨年募集した「障害を理由とした不利益取扱いと思われる事例」を基に、分野ごとに、障害を理由とした不利益取扱い、合理的配慮、共生社会の実現に向けた推進方策を検討
- ・ 平成25年2月を目途に「中間まとめ」

分野：①福祉、②医療、③商品販売・サービス提供、④労働、⑤教育、⑥建物・公共交通、⑦住宅、

⑧情報・コミュニケーションの8つの分野(千葉県条例、熊本県条例)

不利益取扱い：障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するもの。あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)を含む(障害者権利条約)

合理的配慮：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの(障害者権利条約)

(2) 条例の構成・内容の検討

- ・ 「障害者差別禁止法案(仮称)」(平成25年3月に国会提出見込み)の内容も踏まえ、条例の構成・内容を検討

- ・ 平成25年6月を目途に「最終まとめ」

※ 条例検討会議委員以外の障害当事者をはじめとする府民の意見を幅広く集め、条例検討

会議の検討に反映させるため、障害当事者団体等が主催する会議(検討部会)での議論の

内容について、条例検討会議において報告を聴取

2. タウンミーティング、パブリック・コメント

- 府民の意見を幅広く十分に聴取するため、タウンミーティング、パブリック・コメントを実施

(1) タウンミーティングの開催

- ・ 平成24年秋と平成25年春を目途に、タウンミーティングを開催

(2) パブリック・コメントの実施

- ・ 平成25年夏を目途に、パブリック・コメントを実施

参考

- ・ 現時点で想定される府議会のスケジュールは、平成25年の6月府議会に条例骨子案の報告、

9月府議会に条例案の提案、平成26年4月に条例施行

けんとうこうていひょう いめーじ
検討工程表(イメージ)

	じょうれいけんとうかいぎ 条例検討会議	その他
へいせい ねん 平成24年		
がっ 8月	だい かい ・第2回 じょうれいけんとう すす かた 条例検討の進め方 じょうれい め ぎ しゃかい りねん 条例の目指す社会(理念)	
がっ 9月	だい かい ・第3回 ぶん や ふく し いりょう 分野:①福祉、②医療	しょうがいしゃきさべつ きんしほうあん かしょう ・「障害者差別禁止法案(仮称)」の こっかくていげん よてい 骨格提言とりまとめ(予定)
がっ 10月	だい かい ・第4回 ぶん や しょうひんはんばい さーび すていきょう ろうどう 分野:③商品販売・サービス提供、④労働	たうん みーていんぐ かいさい ・タウンミーティングの開催
がっ 11月	だい かい ・第5回 ぶん や きょういく たても の こうきょうこうつう 分野:⑤教育、⑥建物・公共交通	
12月	だい かい ・第6回 ぶん や じゅうたく じょうほう こみゆにけーしょん 分野:⑦住宅、⑧情報・コミュニケーション	
へいせい ねん 平成25年		
がっ 1月	↓	
がっ 2月	ちゅうかん ・「中間まとめ」	
がっ 3月	じょうれい こうせい ないよう けんとう ・条例の構成・内容の検討	しょうがいしゃきさべつ きんしほうあん かしょう ・「障害者差別禁止法案(仮称)」の こっかくていげん よてい 国会提出(予定)
がっ 4月	↓	
がっ 5月	↓	たうん みーていんぐ かいさい ・タウンミーティングの開催

6月 <small>がつ</small>	<small>さいしゅう</small> ・「最終まとめ」	<small>がつ ふぎかい じょうれいこっしあん ほうこく</small> ・6月府議会に条例骨子案の報告
7月 <small>がつ</small>		<small>ぱぶりっく こめんと じっし</small> ・パブリック・コメントの実施
9月 <small>がつ</small>		<small>がつ ふぎかい じょうれいあん ていあん</small> ・9月府議会に条例案の提案
<small>へいせい ねん</small> 平成26年		
4月 <small>がつ</small>		<small>じょうれい せこう</small> ・条例の施行

※ じょうれいけんとうかいざい いんいがい しょうがいとうじしや 条例検討会議委員以外の障害当事者をはじめとする府民の意見を幅広く集め、じょうれいけんとうかいぎ けんとう ほんえい 条例検討会議の検討に反映させるため、しょうがいとうじしやだんたいとう じゅさい かいぎ けんとうぶかい 障害当事者団体等が主催する会議(検討部会)での議論の内容について、じょうれいけんとうかいぎ 条例検討会議において
ほうこく ちやうしゆ 報告を聴取